

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について  
(臨時報告書)

[様式]

未整備駅名	五香駅
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：千葉県 市区町村：松戸市
路線名	新京成線
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	31,604
鉄道事業者又は軌道経営者	新京成電鉄
関係自治体	千葉県、松戸市

バリアフリー化に関する現状

橋上駅 1面2線  
ラッチ外 EV(基準適合)により段差解消済。  
ラッチ内 車いすについては、対応型ESC(1基)により対応。

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2)  無

以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

早期のEV設置計画がなく、現時点から設計に着手しても平成22年度に間に合わない。  
ラッチ内コンコースが狭く、EV設置には大規模な改修が必要であるほか、自治体の補助金交付が課題。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成25年 2月予定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

平成24年度に着工

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2)  無

質問 質問 で(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問 質問 で(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

本県においては、「鉄道駅エレベーター等整備事業補助金」により、鉄道事業者が行う既存駅舎への障害者対応エレベーター等の設置する経費に対して市町村が負担する場合等にその市町村に対して補助を行っているが、本件については交付対象となる市の対応が明確でないため、当該市の検討状況を踏まえて県の対応を検討することとしている。

市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2)  無

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2)  無

質問 質問 で(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問 質問 で(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

・国土交通省の整備指針「移動円滑化基準」に基づき、国との協調補助によるエスカレーター及びエレベーターで整備済みである。  
・国が変更した指針を、変更以前に遡って適用し、新たに「既存不適格」としたものに対する「基準適合義務」は、国側の責務と考える。  
国が主体的に鉄道事業者に財政負担して、基準適合を図るよう求める。松戸市から財政的支援は予定しないが必要な支援措置を講じる。  
・国の補助制度は、「地方公共団体の補助額以内」としており、支援に主体性を欠いているため、地方公共団体の補助に関係なく国が補助するよう制度改正を求める。

担当部署等名	新京成電鉄
鉄道事業者又は軌道経営者	千葉県総合企画部交通計画課
都道府県	松戸市 都市整備本部 都市緑花担当部 都市計画課 交通計画担当室
市区町村	

(注)様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。